

平成24年

第1回市議会定例会 議案第51号

函館市恵山海浜公園条例の一部改正について

函館市恵山海浜公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市恵山海浜公園条例の一部を改正する条例

函館市恵山海浜公園条例（平成16年函館市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条中「22番地」を「22番地1」に、「31番地，219番地および220番地」を「31番地1，31番地2，219番地1，219番地2，220番地1および220番地2」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(5) なとわ・えさん交流センター公衆トイレ

第3条の次に次の1条を加える。

(供用期間等)

第3条の2 キャンプ場の供用期間，なとわ・えさん交流センターの開館時間および休館日ならびになとわ・えさん交流センター公衆トイレの供用時間は，規則で定める。

第4条第1項中「前条各号に掲げる」を削り，「遊戯広場および」を「遊戯広場，」に，「を除く」を「およびなとわ・えさん交流センター公衆トイレを除く」に改める。

第15条を第16条とし，第14条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 海浜公園の管理は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は，次のとおりとする。

(1) 海浜公園の施設の使用の許可および制限に関すること。

(2) 海浜公園の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第9条から第11条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

恵山海浜公園について、管理を指定管理者に行わせることとし、位置の表示を改め、および施設に関する規定を整備するため